

静岡勤労者山岳会規約

前文

登山は、私たち働く者のたくましい身体と美しい心をつくり、文化と生活を豊かにします。現実の社会の中で登山を考え、発展させてゆくことが大切です。

私たち静岡勤労者山岳会は、誰でもいつでも気軽に入会でき、「楽しく、安全に、安く」を合言葉に、山や自然に親しみその保護に努めます。

組織として、日本勤労者山岳連盟・静岡県勤労者山岳連盟に加盟、交流し、安全な登山活動を目指していきます。

第1章 総則

第1条 この会は「静岡勤労者山岳会」と称し、事務所を静岡市内に置く。

第2条 この会は登山・ハイキングなどの愛好者の個人加盟を原則とする。

第2章 目的、会員と組織

第3条 この会は、登山・ハイキングなどを通して、会員相互の交流を図り、健全な心身を養い、技術の普及と向上を図ることを目的とする。

第4条 当会設立の趣意書およびこの会の規約を認め、定められた入会金・会費を納め、所定の手続きをとれば会員となることができる。

第5条 会員はこの会のすべての活動に自由に参加できる。

第3章 事業

第6条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 定例山行
- (2) 登山技術の教育と普及活動
- (3) 会ニュース・パンフレット・機関誌などの発行
- (4) 遭難の予防訓練と救助活動
- (5) 登山教室の開催
- (6) 連盟、関連団体、関係機関との協力を深め、会の目的を遂行するための一切の活動。

第4章 役員と機関

第7条 役員

(1) この会には、会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名及び運営委員数名の役員を置く。他に必要な役員を置くことができる。

(2) 役員は総会で選出され、任期は4月1日から翌3月末日までの1年間で、再選は妨げない。

第8条 この会は次の機関をおく。

(1) 総会

総会はこの会の最高議決機関で毎年1回、会長の招集により開催する。総会は会員の過半数の出席によって成立し、総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(2) 臨時総会

運営委員会及び会員の過半数の意思によって、臨時に総会を開催する。

(3) 運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、また執行機関である。会計監査を除く役員で構成される。毎月1回以上会長が召集し、総会決議に基づき会務を決議執行する。

第5章 会計

第9条 この会の運営は入会金・会費・寄付金その他事業収入でまかなう。

第10条 この会の会計年度は、3月1日から翌2月末日までとし、会計監査員の監査を受けた上、定期総会に会計報告を行い、総会の承認を受けなければならない。

第11条 会費および入会金は細則に定める。

第6章 遭難対策

第12条 (1) 会員は、山行中の遭難に対処するため、日本勤労者山岳連盟の主催する遭難対策基金に加入しなければならない。

(2) 自らの遭難予防のため、日常の情報収集と訓練に努めなければならない。
また、他人の遭難に対し、会とともに協力する精神を持たなければならない。

第7章 除名と退会

第13条 (1) 会員に会の主旨や社会に反する行為があったとき、運営委員会はその者を除名、退会とすることができる。

(2) 理由なく3ヶ月以上会費を納入せず、また会の活動に参加しない場合は退会とすることができる。

第 14 条 退会は、本人の口頭での運営委員会への申し出によりできる。退会にあたっては、既に納められた会費、遭難対策基金は返還しない。

第 8 章 付則

第 15 条 会長経験者のうち会に特別の貢献があった者を名誉会長とすることができる。

第 16 条 この会の規約のほか、山行規定ならびに自家用車使用規定を別に定める。

第 17 条 会員相互の親睦と哀悼の意を表して慶弔規定を細則に定める。

第 18 条 規約に定めない事項については、規約の精神に基づいて運営委員会が決定する。

第 19 条 この規約の改廃は総会の議決で行う。

第 20 条 この規約は 1975 年 10 月 1 日から執行する。

(1998 年 3 月 29 日 改定)

(2017 年 3 月 26 日改定)

(2000 年 3 月 26 日 改定)

(2022 年 3 月 27 日改定)

(2002 年 3 月 31 日 改定)

(2009 年 3 月 29 日 改定)

(2011 年 3 月 27 日 改定)

(2012 年 3 月 25 日 改定)

静岡勤労者山岳会規約細則

第 1 条 第 5 章 第 11 条の会費

(1) 入会金を 1,000 円とする。

(2) 会費は月 600 円とし、1 年間分 7,200 円、半年分 3,600 円を前納する。
途中入会は月割りで計算する。

(3) 会員の家族の会費は一名につき月 500 円とし、1 年間分 6,000 円、半年分 3,000 円を前納する。途中入会は、月割りで計算する。

第 2 条 役員等の年間手当額は以下の通りとする。但し、兼任分は追加しない。

会長 5,000 円 副会長 3,000 円 運営委員 3,000 円 事務局長 5,000 円 事務局員 3,000 円 山行企画(主)長 3,000 円 会計 3,000 円 労山基金制度(主) 3,000 円

会報 3,000 円 ホームページ管理 3,000 円 県連理事 3,000 円

中部ブロック 3,000 円 機関誌 3,000 円 県連総会代議員 1,500 円

山行管理 3,000 円 自然保護 3,000 円

その他、運営委員会が認めるもの

第3条 第6章 第17条の慶弔規定

- (1) 会員の結婚に対して祝金 5,000 円を提供する。
- (2) 会員の死亡に対して香料 10,000 円と供花、会員の配偶者の死亡に対して香料 5,000 円を提供する。
- (3) その他の件については運営委員会が検討、処理する。

第4条 第6章 第12条遭難対策基金は一口当たり 1,000 円で年間分一括納めとする。途中入会は月割りで計算する。会員は2口以上加入するものとする。

第5条 この細則は運営委員会の過半数出席者の3分の2以上の賛成議決で改廃できる。

第6条 この細則の一部の内容は 2011 年 3 月 27 日総会にて議決され、2011 年 4 月 1 日より施行された。

2016 年 11 月 9 日 改定

2017 年 3 月 25 日改定

2021 年 3 月 1 日 改定

2022 年 3 月 27 日改定

2023 年 5 月 31 日 改訂

2024 年 3 月 27 日改定

2025 年 3 月 23 日 改定